

第三十九号様式

その三 (競争入札参加資格審査申請用)

納税証明書交付申請書

(競争入札参加資格審査申請用)

都道府県税事務所長
市区町村長

あて

年 月 日

【代理人記入欄】

代理人の方のみ記入してください。
住所
氏名
生年月日
電話番号
納税者との関係

住所 (所在地)	
(フリガナ) 氏名又は 法人名及び 代表者氏名	
生年月日	
電話番号	

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要な場合があります。

※ 未納の税額がないことの証明については、他の証明書類にて対応させていただく場合がございますのでご了承ください。
※ 特に、郵送で請求される場合は、未納の税額がないことの証明の対応の可否、手数料の金額及び支払方法等について、請求前に担当部署にご確認ください。

下記のとおり、競争入札参加資格審査申請のため納税証明書の交付を申請します。

記

証明書の種類	□納税証明(都道府県)	□納税証明(市区町村)	□未納の税額がない証明(都道府県・市区町村)	□滞納処分を受けたことがない証明(都道府県・市区町村)
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 法人道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税及び特別法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税 <input type="checkbox"/> (東京23区)固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 個人市町村民税及び個人道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> その他()		
証明を受けるようとする地方税等の年度	年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日	年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日		
証明を受ける事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	未納の税額がないこと	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の申請枚数	枚	枚	枚	枚

備考 (その他)	
-------------	--

※担当部署記載欄

納税証明(都道府県)	税目数	年度	枚	円	合計 [内 現金 円]	確認者	領収担当者印
納税証明(市区町村)	税目数	年度	枚	円			
未納の税額がない証明			枚	円			
滞納処分を受けたことがない証明			枚	円			
<input type="checkbox"/> 本人確認	本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真付)〔 〕						確認者

第五十六号様式

その一 (一般用)

Table with columns for tax items (所得金額等), correction/decision (更正・決定), and calculation details. Includes fields for taxpayer info, fiscal year, and various tax amounts.

- 注 1 処分不服がある場合の救済方法
この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をする...
注 2 納付の場所
最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関...

第五十六号様式

その一 (一般用)

Table with columns for tax items (所得金額等), correction/decision (更正・決定), and calculation details. Includes fields for taxpayer info, fiscal year, and various tax amounts.

- 注 1 処分不服がある場合の救済方法
この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をする...
注 2 納付の場所
最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関...

第五十六号様式

その二 (法人課税信託用)

法人県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 更正・決定・加算金決定通知書 (納付告知書)										第 号	
納税者	所在地は氏地名 (法人課税信託の名称) 氏名									様	
管理番号	事業年度		年 月 日から 日 まで		区 分	申告分					
事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税					県 民 税						
区 分			金 額		課 税 区 分		課 税 標 準 と な る 額		金 額		
所得金額等の更正・決定	所得金額	1			1						
	事業税額	2			2						
	納付の確定した当期分の事業税額	3			3						
	差引事業税額 (2-3)	4			4						
	基準法人所得割額	5			5						
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額	6									
	納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額	7									
	差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (6-7)	8									
欠損金額の更正・決定	欠損金額	9									
過少申告加算金額	10										
不申告加算金額	11										
重加算金額	12										
更正・決定により納付すべき金額 (4+8+10+11+12)	13			更正・決定により納付すべき金額 (5)	6						
地方税法第20条の9の3第4項、第55条第 項及び第72条の 第 項の規定により、上記のとおりしたので通知します。この により納付すべき金額に、法令の規定により計算した延滞金の金額を加算した金額を 年 月 日 年 月 日までに納付してください。											

注

- 1 処分に不服がある場合の救済方法
 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。
 この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 納付の場所
 最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局(関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。)、市町村(一部を除く。)、県税事務所

第五十六号様式

その二 (法人課税信託用)

法人県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 更正・決定・加算金決定通知書 (納付告知書)										第 号	
納税者	所在地は氏地名 (法人課税信託の名称) 氏名									様	
管理番号	事業年度		年 月 日から 日 まで		区 分	申告分					
事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税					県 民 税						
区 分			金 額		課 税 区 分		課 税 標 準 と な る 額		金 額		
所得金額等の更正・決定	所得金額	1			1						
	事業税額	2			2						
	納付の確定した当期分の事業税額	3			3						
	差引事業税額 (2-3)	4			4						
	基準法人所得割額	5			5						
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額	6									
	納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額	7									
	差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (6-7)	8									
欠損金額の更正・決定	欠損金額	9									
過少申告加算金額	10										
不申告加算金額	11										
重加算金額	12										
更正・決定により納付すべき金額 (4+8+10+11+12)	13			更正・決定により納付すべき金額 (5)	6						
地方税法第20条の9の3第4項、第55条第 項及び第72条の 第 項の規定により、上記のとおりしたので通知します。この により納付すべき金額に、法令の規定により計算した延滞金の金額を加算した金額を 年 月 日 年 月 日までに納付してください。											

注

- 1 処分に不服がある場合の救済方法
 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。
 この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 納付の場所
 最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局(関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。)、市町村(一部を除く。)、県税事務所

(枚 / 枚中)

※処理欄	発行年月日		精査検算	入力確認	ゴルフ場番号	
	消印日	確認印				
受付印	年 月 日		住所又は所在地			
	千葉県 県税事務所長 様		氏名又は名称及び代表者氏名			
年 月分ゴルフ場利用税納入申告書						
地方税法第83条第2項の規定により、次のとおり申告します。						
ゴルフ場	所在地		名 称			
課税標準及び税額	区 分		利用人員 (課税標準)	税 率	税 額	
	通常利用 期間 (. . . ~ . . .)	メンバー又は ビジター	65歳以上70 歳未満の者			円
		軽減税率	競 技 会			
	□通常利用 □特定利用 □早朝 □大会 □薄暮 □その他 □定休日 期間 (. . . ~ . . .)	メンバー又は ビジター	65歳以上70 歳未満の者			
		軽減税率	競 技 会			
	□通常利用 □特定利用 □早朝 □大会 □薄暮 □その他 □定休日 期間 (. . . ~ . . .)	メンバー又は ビジター	65歳以上70 歳未満の者			
		軽減税率	競 技 会			
□通常利用 □特定利用 □早朝 □大会 □薄暮 □その他 □定休日 期間 (. . . ~ . . .)	メンバー又は ビジター	65歳以上70 歳未満の者				
	軽減税率	競 技 会				
□通常利用 □特定利用 □早朝 □大会 □薄暮 □その他 □定休日 期間 (. . . ~ . . .)	メンバー又は ビジター	65歳以上70 歳未満の者				
	軽減税率	競 技 会				
合 計						
備 考						
この申告に 関する連絡先		部 署 名	担当者名	(電話)		
※ 整 理 欄						

- 注
- ※印の欄は、記載する必要はありません。
 - 申告書の提出期限は、翌月の15日です。遅れますと不申告加算金を徴収されますので、遅れないように提出してください。
 - 非課税の利用があった場合には、付表を添付して提出してください。
 - 申告の内容が1枚に収まらない場合は、必要な枚数の申告書に記入のうえ、申告書右上の枚数欄に各頁を記入してください。その場合、税額欄の合計は、最後の申告書にのみ記入してください。
 - 納付書には、申告書の「合計」欄の金額を記入し、1箇月の申告に対して一枚の納付書を用いて納付してください。

(枚 / 枚中)

※処理欄	発行年月日		精査検算	入力確認	ゴルフ場番号	
	消印日	確認印				
受付印	年 月 日		住所又は所在地			
	千葉県 県税事務所長 様		氏名又は名称及び代表者氏名			
年 月分ゴルフ場利用税納入申告書						
地方税法第83条第2項の規定により、次のとおり申告します。						
ゴルフ場	所在地		名 称			
課税標準及び税額	区 分		利用人員 (課税標準)	税 率	税 額	
	通常利用 期間 (. . . ~ . . .)	メンバー又は ビジター	65歳以上70 歳未満の者			円
		軽減税率	競 技 会			
	□通常利用 □特定利用 □早朝 □大会 □薄暮 □その他 □定休日 期間 (. . . ~ . . .)	メンバー又は ビジター	65歳以上70 歳未満の者			
		軽減税率	競 技 会			
	□通常利用 □特定利用 □早朝 □大会 □薄暮 □その他 □定休日 期間 (. . . ~ . . .)	メンバー又は ビジター	65歳以上70 歳未満の者			
		軽減税率	競 技 会			
□通常利用 □特定利用 □早朝 □大会 □薄暮 □その他 □定休日 期間 (. . . ~ . . .)	メンバー又は ビジター	65歳以上70 歳未満の者				
	軽減税率	競 技 会				
□通常利用 □特定利用 □早朝 □大会 □薄暮 □その他 □定休日 期間 (. . . ~ . . .)	メンバー又は ビジター	65歳以上70 歳未満の者				
	軽減税率	競 技 会				
合 計						
備 考						
この申告に 関する連絡先		部 署 名	担当者名	(電話)		
※ 整 理 欄						

- 注
- ※印の欄は、記載する必要はありません。
 - 申告書の提出期限は、翌月の15日です。遅れますと不申告加算金を徴収されますので、遅れないように提出してください。
 - 非課税の利用があった場合には、付表を添付して提出してください。
 - 申告の内容が1枚に収まらない場合は、必要な枚数の申告書に記入のうえ、申告書右上の枚数欄に各頁を記入してください。その場合、税額欄の合計は、最後の申告書にのみ記入してください。
 - 納付書には、申告書の「合計」欄の金額を記入し、1箇月の申告に対して一枚の納付書を用いて納付してください。

第九十七号様式

非課税利用集計表 (年 月分) (枚 / 枚中)

ゴルフ場名				
非課税の種類	利用人員	通常税率	非課税額	
	人	円	円	
通常利用 期間 (. . . ~ . . .)	18歳未満の者の利用 (法第75条の2第1号)			
	70歳以上の者の利用 (法第75条の2第2号)			
	障害者の利用 (法第75条の2第3号)			
	国民体育大会に係る利用 (法第75条の3第1号)			
	学生等の教育活動に係る利用 (法第75条の3第2号)			
	国際競技大会に係る利用 (法附則第12条の2)			
□通常利用 □特定利用 □早朝 □薄暮 □定休日 □大会 □その他 期間 (. . . ~ . . .)	18歳未満の者の利用 (法第75条の2第1号)			
	70歳以上の者の利用 (法第75条の2第2号)			
	障害者の利用 (法第75条の2第3号)			
	国民体育大会に係る利用 (法第75条の3第1号)			
	学生等の教育活動に係る利用 (法第75条の3第2号)			
	国際競技大会に係る利用 (法附則第12条の2)			
□通常利用 □特定利用 □早朝 □薄暮 □定休日 □大会 □その他 期間 (. . . ~ . . .)	18歳未満の者の利用 (法第75条の2第1号)			
	70歳以上の者の利用 (法第75条の2第2号)			
	障害者の利用 (法第75条の2第3号)			
	国民体育大会に係る利用 (法第75条の3第1号)			
	学生等の教育活動に係る利用 (法第75条の3第2号)			
	国際競技大会に係る利用 (法附則第12条の2)			
□通常利用 □特定利用 □早朝 □薄暮 □定休日 □大会 □その他 期間 (. . . ~ . . .)	18歳未満の者の利用 (法第75条の2第1号)			
	70歳以上の者の利用 (法第75条の2第2号)			
	障害者の利用 (法第75条の2第3号)			
	国民体育大会に係る利用 (法第75条の3第1号)			
	学生等の教育活動に係る利用 (法第75条の3第2号)			
	国際競技大会に係る利用 (法附則第12条の2)			
□通常利用 □特定利用 □早朝 □薄暮 □定休日 □大会 □その他 期間 (. . . ~ . . .)	18歳未満の者の利用 (法第75条の2第1号)			
	70歳以上の者の利用 (法第75条の2第2号)			
	障害者の利用 (法第75条の2第3号)			
	国民体育大会に係る利用 (法第75条の3第1号)			
	学生等の教育活動に係る利用 (法第75条の3第2号)			
	国際競技大会に係る利用 (法附則第12条の2)			
□通常利用 □特定利用 □早朝 □薄暮 □定休日 □大会 □その他 期間 (. . . ~ . . .)	18歳未満の者の利用 (法第75条の2第1号)			
	70歳以上の者の利用 (法第75条の2第2号)			
	障害者の利用 (法第75条の2第3号)			
	国民体育大会に係る利用 (法第75条の3第1号)			
	学生等の教育活動に係る利用 (法第75条の3第2号)			
	国際競技大会に係る利用 (法附則第12条の2)			
				作成者名

注
 1 この表は、納入申告の内容（期間及び利用区分）に合わせた非課税の利用について記入し、申告書に添付して提出してください。
 2 申告書が一枚に収まらずに複数枚作成した場合には、この表も同じ枚数作成してください。

第九十七号様式

非課税利用集計表 (年 月分) (枚 / 枚中)

ゴルフ場名				
非課税の種類	利用人員	通常税率	非課税額	
	人	円	円	
通常利用 期間 (. . . ~ . . .)	18歳未満の者の利用 (法第75条の2第1号)			
	70歳以上の者の利用 (法第75条の2第2号)			
	障害者の利用 (法第75条の2第3号)			
	国民体育大会に係る利用 (法第75条の3第1号)			
	学生等の教育活動に係る利用 (法第75条の3第2号)			
	国際競技大会に係る利用 (法附則第12条の2)			
□通常利用 □特定利用 □早朝 □薄暮 □定休日 □大会 □その他 期間 (. . . ~ . . .)	18歳未満の者の利用 (法第75条の2第1号)			
	70歳以上の者の利用 (法第75条の2第2号)			
	障害者の利用 (法第75条の2第3号)			
	国民体育大会に係る利用 (法第75条の3第1号)			
	学生等の教育活動に係る利用 (法第75条の3第2号)			
	国際競技大会に係る利用 (法附則第12条の2)			
□通常利用 □特定利用 □早朝 □薄暮 □定休日 □大会 □その他 期間 (. . . ~ . . .)	18歳未満の者の利用 (法第75条の2第1号)			
	70歳以上の者の利用 (法第75条の2第2号)			
	障害者の利用 (法第75条の2第3号)			
	国民体育大会に係る利用 (法第75条の3第1号)			
	学生等の教育活動に係る利用 (法第75条の3第2号)			
	国際競技大会に係る利用 (法附則第12条の2)			
□通常利用 □特定利用 □早朝 □薄暮 □定休日 □大会 □その他 期間 (. . . ~ . . .)	18歳未満の者の利用 (法第75条の2第1号)			
	70歳以上の者の利用 (法第75条の2第2号)			
	障害者の利用 (法第75条の2第3号)			
	国民体育大会に係る利用 (法第75条の3第1号)			
	学生等の教育活動に係る利用 (法第75条の3第2号)			
	国際競技大会に係る利用 (法附則第12条の2)			
□通常利用 □特定利用 □早朝 □薄暮 □定休日 □大会 □その他 期間 (. . . ~ . . .)	18歳未満の者の利用 (法第75条の2第1号)			
	70歳以上の者の利用 (法第75条の2第2号)			
	障害者の利用 (法第75条の2第3号)			
	国民体育大会に係る利用 (法第75条の3第1号)			
	学生等の教育活動に係る利用 (法第75条の3第2号)			
	国際競技大会に係る利用 (法附則第12条の2)			
				作成者名

注
 1 この表は、納入申告の内容（期間及び利用区分）に合わせた非課税の利用について記入し、申告書に添付して提出してください。
 2 申告書が一枚に収まらずに複数枚作成した場合には、この表も同じ枚数作成してください。

第百号様式

ゴルフ場利用税更正・決定・加算金決定通知書 (納付(納入)告知書)		年 月 日から 年 月 日まで		第 号				
特別徴収義務者	住所又は所在地							
	氏名又は名称							
区	分	月分	月分	月分	月分	月分	月分	計
課 税 標 準	1	人	人	人	人	人	人	人
税 率	2	円	円	円	円	円	円	円
ゴルフ場利用税額	3							
納付の確定した当月分のゴルフ場利用税額	4							
差引ゴルフ場利用税額 (3-4)	5							
過少申告加算金額	6							
不申告加算金額	7							
重 加 算 金 額	8							
更正・決定により納付 (納入)すべき金額 (5+6+7+8)	9							
<p>地方税法第20条の9の3第4項、第8条第 項及び第 条第 項の規定により、上記のとおり したので通知します。この により納付(納入)すべき金額に、法令の規定により計算した延滞金の金額を加算した金額を 年 月 日までに納付(納入)してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 千葉県 県税事務所長 印</p>								

注

- 1 処分に不服がある場合の救済方法
この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。
この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 納付の場所
最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局(関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。)、市町村(一部を除く。)、県税事務所

第百号様式

ゴルフ場利用税更正・決定・加算金決定通知書 (納付(納入)告知書)		年 月 日から 年 月 日まで		第 号				
特別徴収義務者	住所又は所在地							
	氏名又は名称							
区	分	月分	月分	月分	月分	月分	月分	計
課 税 標 準	1	人	人	人	人	人	人	人
税 率	2	円	円	円	円	円	円	円
ゴルフ場利用税額	3							
納付の確定した当月分のゴルフ場利用税額	4							
差引ゴルフ場利用税額 (3-4)	5							
過少申告加算金額	6							
不申告加算金額	7							
重 加 算 金 額	8							
更正・決定により納付 (納入)すべき金額 (5+6+7+8)	9							
<p>地方税法第20条の9の3第3項、第8条第 項及び第 条第 項の規定により、上記のとおり したので通知します。この により納付(納入)すべき金額に、法令の規定により計算した延滞金の金額を加算した金額を 年 月 日までに納付(納入)してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 千葉県 県税事務所長 印</p>								

注

- 1 処分に不服がある場合の救済方法
この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。
この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 納付の場所
最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局(関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。)、市町村(一部を除く。)、県税事務所